

一般社団法人日本建設業連合会 2019 年度事業計画

「働き方改革」と「生産性向上」を進め、新しい時代に、建設業の新たな進展を

2019 年は平成最後の年であり、新しい元号の最初の年でもある。

〈建設投資の推進と経済の好循環〉

平成は、建設市場の急激な縮小を経験した時代であった。平成初期に最高潮を迎えた我が国の建設投資は、平成 4 年度（1992 年度）の 84 兆円をピークに減少に転じ、平成 22 年度（2010 年度）には 42 兆円とピーク時の半分以下となった。その後アベノミクスの進展、2020 東京オリンピック・パラリンピックの決定などを契機として徐々に回復し、平成 30 年度（2018 年度）は 57 兆円と見込まれている。さらに、2019 年度予算における公共事業費の大幅増（対前年度比 16%増）や東京オリンピック・パラリンピック（2020 年）に続く大阪・関西万博（2025 年）の決定など民間建設投資を誘発する国家的なイベントも続いている。新しい時代には、公共投資をはじめとする建設投資が活発に行われることで長らく低成長が続いている日本経済の好循環を加速化することが期待される。日建連は、公共投資をはじめとする建設投資の拡大が我が国経済の好循環に果たす役割の重要性についての社会的理解の拡大に努めなければならない。

〈災害の多発と国土強靱化〉

平成は災害の多発した時代でもあった。我が国では、ダム、堤防、水門等の治水施設や耐震建築物の整備を進めたことにより、死者・行方不明者の数が 1000 人を超える自然災害は 1959 年の伊勢湾台風以降 30 年以上発生しなかったが、平成の 30 年間には、阪神・淡路大震災（1995 年）、東日本大震災（2011 年）と 2 回にわたる過去最大の死者・行方不明者を出す災害に見舞われた。また、平成後半の 15 年間は、ほぼ毎年、我が国のどこかで大規模な豪雨、豪雪、地震、火山噴火等の災害が発生した。特に、昨年は、大阪北部地震、7 月豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震、豪雪など大規模災害が頻発した。

このような経験や首都直下地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生確率の上昇、地球温暖化が原因ともいわれる異常気象の頻発・激甚化に関する議論等を踏まえ、国民の間にも生命・財産を守るための社会資本の整備・強化の必要性に係る理解や期待が高まっている。こうした国民の声を踏まえ、政府は重要インフラの緊急点検を行い、昨年 12 月には 3 か年で概ね 7 兆円程度の事業規模とする、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を閣議決定した。もとより、防災・減災、国土強靱化は長期間をかけて計画的・継続的に進める必要がある。日建連は、粘り強く国民の安全・安心を守るインフラ再整備の必要性を世の中に訴えていかな

なければならない。

〈担い手の確保・育成と生産性向上〉

他産業と比べても一際高齢化が進んでいる建設労働力を質・量とも健全なものにしていくためには、若者・女性・高齢者・外国人を含む全ての者が誇りを持ち安心して入職し、働き続けられる環境を整備することが重要である。このため、建設技能者に係る賃金、社会保険、休日、ワークライフバランス等を含む広義の処遇改善を進め、併せて安全・快適な現場を確保しなければならない。特に、建設キャリアアップシステムは処遇改善のインフラとして早急に現場に導入を進める必要がある。また、本年4月から改正労働基準法が施行され、罰則付きの時間外労働の上限規制が原則とされる中、5年間適用が猶予される建設業は、人材確保上、他産業に比して不利となる可能性が高く、土曜閉所による週休二日の実現を始めとする働き方改革推進が急務である。さらに、改正出入国管理法が本年4月から施行され、新たな在留資格に基づく外国人技能者の受入が開始されることから、国土交通省の制度設計に基づき専門工事業者等と協力して建設業界として優れた外国人技能者を円滑に受け入れるように努める。

一方、人口減少社会の中で生産性の向上により少ない手数で建設工事を的確に完成させる技術を錬磨することはもとより重要で、プレキャスト工法やフロントローディングの推進を図るほか、国土交通省が提唱している i-Construction に積極的に取り組み AI や IOT 等の先端技術を建設現場に導入し、BIM/CIM などの情報モデルの構築、ドローンの活用、ロボット化など新しい時代にふさわしい取組みを一層推進する。

〈海外マーケットへの挑戦〉

海外に目を転じれば、米中通商問題の動向やブレグジット問題などの海外経済情勢の不確実性はあるものの、膨大な社会資本需要を有するアジア、アフリカなど新興国や巨大な建設需要を有する欧米など、魅力的なマーケットが存在する。引き続き海外の建設市場への積極的な挑戦が必要である。特にインフラシステム海外展開における国際競争は熾烈を極めていますが、我が国の建設業の高い技術力を前提に価格競争力の強化、国際的なビジネス慣行への順応、ファイナンス等も含めた総合的な提案力の強化等を促進しインフラシステム輸出に貢献することも求められる。

日建連は、2019年という御代替わりの年に当たって、新しい時代の始まりを意識しつつ、週休二日の実現と建設キャリアアップシステムの普及という2大事業へのチャレンジを柱として以下の事業に積極的に取り組む。

重点実施事業

1. 働き方改革の推進

(1) 週休二日の実現

日建連は、建設現場における週休二日を実現するため、「週休二日実現行動計画」(2017年決定)に基づき、本年度末までに会員企業の全事業所(適用困難事業所を除く)で4週6閉所以上を実現する。このため、期央にフォローアップを行い、会員各社に情報提供するとともに、状況に応じて対策を講ずる。また、適正な工期の必要性について、発注者や社会一般の理解を得るため、民間発注者団体への協力要請や発注者説明用パンフレットの作成・配布、各種広報媒体を用いたPR・メッセージ発信等を行う。

さらに、日建連は、週休二日の更なる推進のため、「建築工事適正工期算定プログラム」の一層の普及による適切な工期設定の推進を図るとともに、施工現場における条件明示、受発注者による工程の共同管理、週休二日モデル工事に必要な環境整備等につき改善の提案を行う。

(2) 長時間労働の是正

日建連は、時間外労働の適正化を図るため、「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について」(2017年決定)に基づき、本年度から会員企業における時間外労働について①年間960時間(月平均80時間)以内、②6カ月平均で80時間以内(休日労働を含む)、③1カ月で100時間未満(休日労働を含む)の実現を図る。このため、各会員企業の取り組み及び実績をフォローアップし、好取組の紹介などによる横展開を図るとともに、会員企業の取り組みについて日建連会員企業以外の関係者にも情報提供を行う。

また、日建連は、現在国会に提出されている建設業法改正(工期ダンピング対策)、「建設工事に係る適正な工期設定等のためのガイドライン」(2018年改訂)及び中央建設審議会において作成が予定される「工期に関する基準」を踏まえ、受注者による「工期ダンピング」を防止する具体策を検討し、建設業界が一丸となった働き方改革の実現を目指す。

2. 建設キャリアアップシステムの普及促進

(1) システムの円滑な立上げ

日建連は、本年4月から本運用が開始される建設キャリアアップシステムにつき、日建連ロードマップ(2017年12月 建設キャリアアップシステム推進本部決定)で当面の目標としている①会員企業の一次協力会社の事業者登録率90%(二次以下の協力会社については登録現場における登録率を80%以上)、②技能

者登録 50 万人（登録現場のカード保有率は 60%以上）、③現場登録率（会員企業全体の売上高に占める登録現場の売上高の割合）60%以上の達成を目指す。特に、会員企業及び協力会社の事業者登録並びに登録事業者による技能者登録の代行申請の促進に取り組む。

また、日建連は、ロードマップ策定後の状況変化及びフォローアップの状況を踏まえ、ロードマップの見直しを行う。

(2) システムの高度利用

日建連は、早ければ 2020 年 8 月にも開始が予定される建退共制度の電子申請を見据えて、引き続き建設キャリアアップシステムに蓄積される現場勤務情報と建退共の日毎の退職金積立てを連携させるシステムを整備するよう厚生労働省や勤労者退職金共済機構に働きかける。

また、日建連は、建設キャリアアップシステムに蓄積される情報を工事現場の効率的な運営、外国人技能者の適正な管理に役立てるために積極的に活用できるよう国土交通省や運営主体である建設業振興基金に働きかける。

3. 建設技能者の処遇改善

(1) 賃金水準などの引上げ

日建連は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルとなるように、建設技能者賃金の更なる引上げに向けて、2018 年 9 月に「労務費見積り尊重宣言」を行ったが、12 月に公表した実施要領に従いその定着を図る。このため、会員企業各社の実施状況をフォローアップし、課題を抽出して、必要に応じ改善策を取りまとめる。

(2) 社会保険加入促進のラストスパート

日建連は、社会保険未加入対策に取り組む。このため、現場において、建設キャリアアップシステムを活用したチェックを会員企業に呼び掛け、現在、国会に提出されている建設業法改正（社会保険加入の建設業許可要件化）と相まって、社会保険未加入問題のラストワンマイルを克服する。

(3) 重層下請構造等の改善

日建連は、重層下請構造の改善に取り組み、可能な分野での原則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す。このため、発注者と元請、元請と専門工事業者とのコミュニケーションを改善し、施工体制における不要な下請構造の改善を進め、ややもすると施工体制が必要以上に重層化し、現場の建設技能者の賃金が毀損される事態を避ける。

また、日建連は、現在国会に提出されている建設業法改正（専門工事共同施工制度の新設、施工体制台帳・施工体制図による下請次数の見える化等）、建設キャリアアップシステムによる社員化等を進める環境整備の状況を踏まえ、不要な下請けが行われていないか等、下請の状況についてのフォローアップを行う。

（４）外国人技能者の適切な受入れ

日建連は、出入国管理法改正により 2019 年度から認められる特定技能外国人が建設現場において適正かつ円滑に受け入れられることを目指して、「建設分野の特定技能外国人 安全安心受入宣言」を決定し、この方針の実施状況等を含め、会員企業の現場の状況をフォローアップして取りまとめる。

また、日建連は「建設分野に係る分野別運用方針」に基づき適正かつ円滑な外国人技能者の受入れを実現するために建設業界として設立される新法人「一般社団法人建設技能人材機構」に参加し、外国人技能者の受入れが処遇改善の動きに悪影響を与えないよう国土交通省、関係団体などと連携し、制度の適切な運用に努める。

（５）けんせつ小町の活躍推進

日建連は、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画（2014 年 8 月 国土交通省および建設業 5 団体策定）」に基づき、5 年間進めてきた建設分野における女性の活躍推進の各種活動をフォローアップするとともに、その成果を広く社会に向けて PR する。

また、日建連は、2018 年度末に期限を迎える「女性技能労働者活用のためのアクションプログラム」について、国土交通省において準備が進められる行動計画改訂の状況を踏まえて新たな中長期計画を策定することにより、けんせつ小町の活躍推進を一層加速化する。

4. 生産性の向上

日建連は、生産性向上推進要綱（2016 年決定）に基づき、i-Construction コンソーシアムおよび i-Construction システム学講座への参画、ICT 技術の導入に関する改善策の整理・提案、現場打ちコンクリート工の施工効率の向上とプレキャストコンクリート活用促進方策の検討などにより i-Construction の推進を図るとともに、提出書類の簡素化、電子検査とオンライン電子納品の導入など情報共有システム（ASP）の効果的な活用方策に向けた調査検討を行う。

また、日建連は、2019 年を「生産性革命貫徹の年」と提唱する石井国土交通大臣の下で生産性の向上を進める国土交通省と連携して、建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の実証を通じて各種基準類の整備や導入支援策

等を提案するなど、関係機関との連携を深める。

5. 公共事業予算の安定的・持続的確保

日建連は、①防災・減災、国土強靱化を実現する上でインフラ整備が現に果たしている役割・効果②高速道路、空港、港湾、鉄道などの交通インフラ整備の社会的効果③インフラの老朽化が国民生活や経済活動に与える影響④地域の活性化に対する基盤整備や建設投資の役割——等につき幅広い理解を得るため、発注者と連携して、事例等を収集・整理し、ホームページ等で公表するとともに、関係団体や地元経済界と連携して、シンポジウムや各種講演会に参画するなど、世論の振興に努める。

また、日建連は、公共事業費の安定的な確保、災害や景気動向に対する機動的な財政出動の必要性及び防災・減災、国土強靱化のための長期的・計画的な投資の必要性につき積極的な要請活動を展開する。

さらに、日建連は、支部単位の包括的な協定書の締結の推進など災害時における国、地方公共団体、公共機関との連携強化を図る。

6. インフラシステム輸出戦略への貢献

日建連は、インフラシステム海外展開の課題となっている事項の把握、解決策の検討を進めるとともに、海外建設協会と連携して会員企業の海外展開を支援するなど官民一体となったオールジャパンの取組みに協力する。

7. 広報活動の充実

日建連は、建設業への理解の促進、イメージアップを図るため、ホームページをはじめとする多様な媒体を活用した情報の発信、現場見学会の充実、新たな広報用パンフレットの発行等を推進する。

また、日建連は土木・建築両分野及び海外の作品も対象とした新たな表彰制度を設けることについて検討を行い、2019年秋を目途に公表する。

8. 適切な企業行動の確保

日建連は、会員企業及び会員団体とともに、社会の一員として社会的責任を果たす。具体的には、会員企業等において「コンプライアンス徹底のさらなる強化について（2018年10月会長通知）」に基づき適正な活動に努めるとともに「日建連等企業行動規範」の実践を推進し、日建連は会員企業における法令順守の取組みにつきフォローアップを行う。